

**習志野市教育委員会会議録**  
(令和7年第6回定例会)

- |   |      |                      |         |
|---|------|----------------------|---------|
| 1 | 期 日  | 令和7年6月25日(水)         |         |
|   |      | 市庁舎3階大会議室            |         |
|   |      | 開会時刻                 | 午後3時00分 |
|   |      | 閉会時刻                 | 午後4時55分 |
|   |      |                      |         |
| 2 | 出席委員 | 教 育 長                | 小 熊 隆   |
|   |      | 委 員                  | 赤 澤 智津子 |
|   |      | 委 員                  | 高 橋 浩之  |
|   |      | 委 員                  | 馬 場 祐美  |
|   |      | 委 員                  | 鎌 田 尊人  |
|   |      |                      |         |
| 3 | 出席職員 | 学校教育部長               | 三 角 寿 人 |
|   |      | 生涯学習部長               | 上 原 香   |
|   |      | 学校教育部参事              | 佐々木 博文  |
|   |      | 学校教育部・生涯学習部技監        | 塩 川 潔   |
|   |      | 学校教育部次長              | 渡 辺 雅和  |
|   |      | 生涯学習部次長              | 越 川 智子  |
|   |      | 学校教育部副参事             | 奥 山 昭子  |
|   |      | 教育総務課長               | 早 川 誠貴  |
|   |      | 学務課長                 | 寺 嶋 耕一  |
|   |      | 保健体育安全課長             | 江 住 敏也  |
|   |      | 指導課長                 | 春 名 拓也  |
|   |      | 総合教育センター所長           | 青 野 孝幸  |
|   |      | 社会教育課長               | 河 栗 太一  |
|   |      | 生涯スポーツ課長             | 忍 貴弘    |
|   |      | 学校教育部主幹              | 石 井 義之  |
|   |      | 学校教育部主幹 (習志野高等学校事務長) | 袴 田 武志  |
|   |      | 学校教育部主幹              | 鈴 木 貴幸  |
|   |      | 学校教育部主幹              | 鶴 岡 佑介  |
|   |      | 学校教育部主幹              | 松 田 裕美  |
|   |      | 生涯学習部主幹              | 高 田 賢   |
|   |      | 学務課主任管理主事            | 鈴 木 建史  |
|   |      | 指導課主任指導主事            | 櫻 井 智之  |
|   |      | 指導課主任指導主事            | 坂 井 祐介  |
|   |      | 総合教育センター主任指導主事       | 渡 辺 明日子 |

## 4 議題

### 第1 前回会議録の承認

### 第2 報告事項

- (1) 令和7年度学校基本調査の結果について
- (2) 専決処分の報告について(損害賠償の額の決定及び和解について)
- (3) 中学校総合体育大会の熱中症対策について
- (4) 習志野市教員のICT活用指導力の実態の分析・考察について
- (5) 臨時代理の報告について

【工事請負契約の締結について(秋津サッカー場グラウンド人工芝化整備工事)】

### 第3 協議事項

協議第1号 習志野市部活動ガイドライン改訂について

協議第2号 次回教育委員会定例会の期日について

### 第4 その他

## 5 会議内容

小熊教育長

令和7年習志野市教育委員会第6回定例会の開会を宣言

小熊教育長

本会議の審議を傍聴したい旨の申し出が2名からあり、傍聴券を交付した旨を報告した。

また、習志野市教育委員会傍聴人規則に定めのある定員10名を超える今後の傍聴の申し出について、受け入れが可能な範囲で受け入れることについて報告した。

小熊教育長

令和7年第5回定例会の「議案第25号令和8年度習志野市立習志野高等学校第1学年入学者選抜要項の制定について」における、高橋委員からの質疑に対する保留答弁を許可した。

鈴木主任管理主事

「議案第25号令和8年度習志野市立習志野高等学校第1学年入学者選抜要項の制定について」の質疑中、保留となっていた高橋委員からの「商業科の進路先及び全国、あるいは千葉県の商業科の志願倍率が、どのように推移しているのか」との御質問にお答えする。令和4年度から令和6年度における習志野市立習志野高等学校商業科の進路先について、例年8割近くの生徒が指定校推薦や自己推薦で4年生大学に進学している。商業科の倍率比較だが、全国の倍率は公表されていないので、埼玉県と神奈川県を抽出し、商業科に絞って比較した。習志野高等学校商業科の倍率は、他県とほぼ同倍率となっている、と回答

小熊教育長が質疑なしと認め、保留答弁は終了した。

小熊教育長

令和7年第5回定例会の会議録について承認を求め、承認された。

早川教育総務課長

報告事項(1)「令和7年度学校基本調査の結果について」、説明する。学校基本調査は、学校教育行政に必要な基本事項を明らかにすることを目的とした基幹統計調査であり、5月1日を基準日として、文部科学省が毎年実施しているものである。例年、6月の教育委員会会議において報告をしているものである。

スライド番号2を御覧いただきたい。市立幼稚園、こども園、小学校、中学校、高等学校の園児、児童、生徒数、学級数について報告する。まず、幼稚園、こども園の学級数と人数についてである。幼稚園は大久保東幼稚園、藤崎幼稚園が昨年度末で閉園したため、2園減って3園となった。学級は4学級減である。4、5歳児の園児は、38名減で36名である。こども園は藤崎こども園が開園し、7園になった。学級は5学級増である。園児は、3、4、5歳児の合計で50名増の729名である。次に、小学校についてである。学級は2学級減、児童は175名減で8,720名である。令和3年度から小学校では、35人学級編制が段階的に導入され、今年度から全学年で導入となった。その影響により、児童数の減少が大きいにも係わらず学級数は2しか減っていない。次に、中学校についてである。学級は5学級増、生徒は16人減で4,067名である。最後に、習志野高等学校についてである。学級数は変わらず24学級、生徒数は948名である。

スライド番号3を御覧いただきたい。小学校の学校別の児童数について報告する。昨年度と比較して最も減っているのは、東習志野小学校の74名減、次いで、鷺沼小学校の38名減、袖ヶ浦東小学校の25名減となっている。この中で、10パーセント程度減っているのは、東習志野小学校と袖ヶ浦東小学校である。また、3校に限らず、全体的に減少傾向であることが見て取れる。

スライド番号4を御覧いただきたい。小学生全体の児童数、学級数の推移である。令和5年度まで9,000人台が維持されていたが、本年度は8,720人となった。

スライド番号5を御覧いただきたい。今後の推計についてである。令和9年度以降は、大幅な人数減が見込まれており、全国的な少子化の動きが本市でも見られる。また、こちらの推計は、今後の鷺沼地区の開発によって、変わってくるものと思われる。

スライド番号6を御覧いただきたい。中学校についてである。昨年度と比較して最も減っているのは、第二中学校の54名減である。こちらも昨年度の全校生徒数より、5%以上減少している。

スライド番号7を御覧いただきたい。中学校全体の生徒数、学級数の推移である。中学校については、学級数に変動はあるものの、生徒数は令和5年度から横ばいとなっている。

スライド番号8を御覧いただきたい。今後の推計についてである。生徒数は令和10年度まで、ゆるやかに増加し、その後はゆるやかに減少する推計となっているが、こちらも、今後の鷺沼地区の開発が大きく影響することから、注視していく必要がある。

スライド番号9を御覧いただきたい。幼稚園、こども園の園児数についてである。大久保東幼稚園と藤崎幼稚園の閉園に伴い、幼稚園の数は5園から3園になった。人数も38名減って36名となった。一方、こども園は、藤崎こども園が開園したこともあり、50名増の729名となっている。

スライド番号10を御覧いただきたい。幼稚園、こども園の園児の推移である。今後、3園の内、2園の閉園が予定されていることから、幼稚園の園児数が減ってくるものと想定している。全体的に少子化の傾向がみられる。

スライド番号11を御覧いただきたい。習志野市立の幼稚園、こども園、小学校、中学校、高等学校の教職員数についてである。園児、児童、生徒数の増減に伴い、幼稚園の教職員数が減となり、こども園及び小学校の教職員数が増えている。小学校の教員数については、全学年35人学級になったこと、さらに、定年延長、再任用者の増加により、理科専科、家庭科専科、少人数指導といった、担任ではない役割をいただいている教員を配置しているため、増加している、と概要を説明

小熊教育長

スライド番号3及び6の中に、児童生徒数と学級数があるが、この中で、特別支援学級はどのように扱われているのか。通常学級と特別支援学級の生徒の最大の人数、各学校の通常学級と特別支援学級の数で補足して説明していただきたい、と質問

寺嶋学務課長

本年度の通常学級と特別支援学級の数について、学校ごとに説明させていただく、と発言

小熊教育長

例えば、津田沼小学校の23学級の中に含まれているのかということと、特別支援学級と通常学級の人数について先に説明していただきたい、と質問

寺嶋学務課長

津田沼小学校の23学級については、通常学級と特別支援学級の合計となっている。内訳は、通常学級が19、知的学級が2、自閉症情緒学級が2となっている。なお、1学級の人数は、小学校の通常学級が全ての学年において35人が最大となっており、35人を超えると、1学級ずつ増えていくことになる。特別支援学級については、8人が最大となっており、8人を超えると、学級が分かれることになる。また、大久保東小学校では、学級数の合計が16となっているが、通常学級が14、自閉症情緒学級が2となっている、と回答

小熊教育長

通常学級と特別支援学級の数、津田沼小学校から谷津南小学校へ、第一中学校から第七中学校へと、連続して説明していただきたい、と質問

寺嶋学務課長

津田沼小学校は、通常学級が19、特別支援学級が4、大久保小学校は、通常学級が23、特別支援学級が6、谷津小学校は、通常学級が39、特別支援学級が7、鷺沼小学校は、通常学級が23、特別支援学級が4、実籾小学校は、通常学級が11、特別支援学級が6、大久保東小学校は、通常学級が14、特別支援学級が2、袖ヶ浦西小学校は、通常学級が7、特別支援学級が4、東習志野小学校は、通常学級が21、特別支援学級が3、袖ヶ浦東小学校は、通常学級が9、特別支援学級が2、屋敷小学校は、通常学級が24、特別支援学級が4、藤崎小学校は、通常学級が18、特別支援学級が3、実花小学校は、通常学級が19、特別支援学級が3、向山小学校は、通常学級が12、特別支援学級が2、秋津小学校は、通常学級が7、特別支援学級が2、香澄小学校は、通常学級が12、特別支援学級が2、谷津南小学校は、通常学級が28、特別支援学級が4、第一中学校は、通常学級が22、特別支援学級が4、第二中学校は、通常学級が15、特別支援学級が4、第三中学校は、通常学級が10、特別支援学級が4、第四中学校は、通常学級が23、特別支援学級が4、第五中学校は、通常学級が20、特別支援学級が4、第六中学校は、通常学級が16、特別支援学級が5、第七中学校は、通常学級が9、特別支援学級が2、となっている、と回答

小熊教育長

教室の数等の問題がある。学級数だけではなく、人数などの細かい部分も必要であると感じたので質問した、と発言

高橋委員

袖ヶ浦西小学校の数をもう一度教えていただきたい、と質問

寺嶋学務課長

確認し、後程お答えする、と回答

鎌田委員

スライド番号4及び5の小学校の児童数が気になっている。令和5年まではキープしているが、令和6年から減少傾向なのは、何かターニングポイントがあったのか、と質問

早川教育総務課長

過去の状況を調べると、本市では平成20年代が減少傾向であったが、平成25年に奏の杜がまちびらきをしたことにより、人口が増え、それにより児童数も増え、9,000人台をキープしたという状況がある。しかし、奏の杜に居住している方の出生数が減ってきていることなどを要因として、ここにきて減少傾向になっていると分析している、と回答

鎌田委員

奏の杜ができたことにより児童数が増えたが、傾向が元に戻ったということか、と質問

早川教育総務課長

現在は全国的に少子化が進んでおり、一時期前は出生者が100万人を超えていたが、昨年度は70万人を切るという状況であった。全国的な傾向からすると、今後さらに児童数の減少が進む可能性があると考えている、と回答

寺嶋学務課長

先程保留となっていた、高橋委員からの、「袖ヶ浦西小学校の通常学級と特別支援学級の数について」の御質問にお答えする。袖ヶ浦西小学校は、通常学級数が7、特別支援学級が4あり、これに加えて、学びの多様化学校が2学級あるので、合計で13学級となっている、と回答

小熊教育長が他に質疑なしと認め、報告事項(1)は終了した。

## **報告事項(2) 専決処分の報告について(損害賠償の額の決定及び和解について) (学務課)**

寺嶋学務課長

報告事項(2)「専決処分の報告について(損害賠償の額の決定及び和解について)」、説明する。地方自治法第180条第1項の規定により、第一中学校で発生した事故に係る損害賠償の額の決定及び和解について市長が専決処分したので、報告するものである。令和7年3月2日に第一中学校のグラウンドにおいて、野球部の部活動中に打撃練習をしていた生徒の打球がネットを越え、同校の体育館前に駐車中の相手車両に当たり、フロントガラスを損傷した物損事故である。損害賠償額はフロントガラスの破損の修理費用で32万7,459円となる。この費用については、全額本市が掛けている保険で補填される。専決処分日は令和7年5月21日付けで、市議会には6月2日に報告済である、と概要を説明

小熊教育長が質疑なしと認め、報告事項(2)は終了した。

江住保健体育安全課長

報告事項(3)「中学校総合体育大会の熱中症対策について」、説明する。総合体育大会について補足させていただくが、中学生の公式な大会で、唯一全国大会が8月下旬に開催されるので、そのスケジュールに合わせ、8月上旬から関東大会、7月下旬から県大会、支部大会は、それまでに代表を決定する日程で計画している。本市においても、これまで、6月下旬からの大会日程の前倒しや土日に開催する分散化など、対策を講じ取り組んできた。今年度の大会については、既に6月22日の日曜日に硬式テニスの大会が開催されたところである。しかし、近年の気候変動に伴い、夏季の猛暑が常態化しており、生徒の安全を守るための熱中症対策が極めて重要な課題となっている。

資料1ページ目の1. 趣旨を御覧いただきたい。令和7年度の大会についても、生徒の安全を最優先にという原則のもと、屋外、屋内の各競技において、より一層の熱中症対策を講じることとした。次に、2. 屋外競技における対策を御覧いただきたい。(1)WBGT計の配備と運用についてである。既に各専門部長に対して測定器を配布済みであり、全ての会場においてWBGT値の測定を実施する。WBGT値が高い場合には、試合の進行方法を柔軟に変更する体制を整備している。次に、(2)人員配置による安全確保についてである。

資料2ページ目を御覧いただきたい。会場では、専門部長と主催者である小中体連事務局が密に連携して判断を行う体制としており、怪我や疾病などの応急対応として養護教諭も常駐している。さらに、今年度は、教育委員会の指導主事を会場に配置するとともに、校長会の協力を得て、会場担当校長を責任者として位置づけ、安全確認体制を強化していく。

資料1ページ目を御覧いただきたい。次に、(3)生徒・教員への事前指導についてである。日常的に細やかな健康観察の徹底に加え、水分、塩分の補給や帽子着用、適切な休息をとるといった学校における熱中症対策ガイドラインに基づいた指導を全校に対して行っており、部活動においても日常的に配慮して取り組んでいただいている。次に、(4)実際の運用について(WBGT値が31を超えた場合)についてである。

資料4ページ目を御覧いただきたい。WBGT値が31を超えた場合、運動は原則中止とあるので、競技を一時休止し、生徒の健康状況を把握するとともに、会場担当の校長、専門部長、指導主事が試合時間の変更や延期等、運営方針を協議して小中体連事務局と判断を共有する。なお、再開する場合においても、休憩回数の増加、休憩時間の延長、給水時間や場所の追加、氷や経口補水液の使用、風通しの良い日陰やできればエアコンの効いた場所での避難、休憩など、十分な暑熱対策を講じて実施することとしている。

資料3ページ目の6. 屋外種目の具体的熱中症対策についてを御覧いただきたい。陸上競技の長距離種目は、暑い時間帯での実施が望ましくないため、気温の低い時間帯に設定することを専門部と確認している。一部、競技団体のルールに準じるとあるが、本市としてはWBGT値が31を超えた場合は競技を一時中断するというのを統一していく。

資料1ページ目の3. 屋内競技における対策を御覧いただきたい。(1)空調完備会場の選定についてである。昨年度から、全ての屋内競技は空調完備の会場で実施している。換気や冷房の事前確認も行い、快適な環境を確保することとしている。次に、(2)休憩・水分補給体制についてである。冷房のある休憩室を活用し、生徒の体調管理に万全を期することとしている。屋内、屋外のいずれにおいても、環境省の熱中症予防サイトにある、運動に関する指針に基づいた判断基準を、大会関係者に周知、徹底するとともに、熱中症の疑いがあれば、迷わず救急搬送を依頼するなど、生徒の安全確保を最優先に運営していく、と概要を説明

高橋委員

日本の夏は年々暑くなってきており、毎年、熱中症の事故が起こる。中には死亡事故もある中で、大会を運営していくことは本当に苦労があると思う。その中で、しっかりと対策を文書にまとめ、さらに、元の案を改善して、WBGT値が31を超えた場合には競技を一時中断するということが明記されたことは大変素晴らしく、評価する。その上で2点要望したい。1点目は、競技を一時中断した後、どういった場合に中止となるのかが明記されていない。やはり、子どもの健康、命が大事なので、必要のある場合には中止し、別日程にすることを躊躇しないでいただきたい。先程説明のあった、環境省の指針を踏まえた上で、判断をしていただきたいということである。2点目は、日程についてである。なかなか難しいと思うが、高校野球の甲子園でさえ、ゆとりを持った日程としており、本当に暑い時間には競技を行わないという時代になってきている。ましてや中学生ということを見ると、習志野市だけで解決できる問題ではないのかもしれないが、ゆとりを持った日程とし、くれぐれも無理がないような大会運営となるように、今後、検討していただきたい、と要望

江住保健体育安全課長

WBGT値が31を下回らないような見通しがある場合は、当然、再開も見込めないと考えている。今、日程について要望をいただいたが、屋外の種目については、元々雨天順延の場合を想定して、日程に余裕を持っている。それだけでは十分ではないかもしれないので、そういったことも今後の検討材料として、小中体連と連携を図っていきたいと考えている、と発言

馬場委員

今、日程の話が出たが、私も雨天順延があるので、日程に余裕を持っていると思っていた。土日に雨天順延した場合は平日にずれるのか。最近の雨天は荒天が多いので、そういった場合のゆとりも必要であると思っているが、具体的にはどの程度、予備日を設けているのか、と質問

江住保健体育安全課長

日程表を見ると、2日程度の余裕を持って日程を組んでいると思う。しかし、その日程で収まらない場合もある。3年生には最後の大会なので、素晴らしい施設で試合をさせてあげたい気持ちはあるが、最悪の場合、学校のグラウンドを使うといったことも視野に入れて、調整をする必要があると考えている、と回答

馬場委員

天気のことも含めて、無理のないような運営をしていただきたい。今、3年生の話が出たが、やはり最後の大会ということと上位大会につながるということもあるので、子ども達は体調が悪くても無理をして出場してしまうといったことも考えられる。会場には養護教諭もいるとのことなので、その辺りは十分に目を配り、無理をさせないように心がけていただきたい。1点質問だが、WBGT計については、どういった配備状況なのか。都内の私立学校で、体育の授業のときには教員が必ず測定器を1個持っており、授業の中でWBGT値が31を超えたら中止し、屋内に入ることを指導されているというニュースを見た。この総合体育大会に限ってはどの程度配備され、どういった形で持っているのか、と質問

江住保健体育安全課長

専門部の会議において、各競技に1つずつ渡している。測定器は黒い球状のものがついたものだが、それをしばらくかざしておくと、温度、湿度、気流等を総合して数値が出るというものである。各会場に測定器を持参し、50分程度を目安に必ず測定をするように指示をしているところである、と回答

馬場委員

個数は1個だが、一定間隔の高い頻度で測定しているという理解で良いか、と質問

江住保健体育安全課長

そのとおりである。一定間隔で測定をしている、と回答

鎌田委員

競技を行う時間について質問したい。資料3ページ目の陸上競技のところに、長距離種目は気温の低い時間を設定するとある。夕方は涼しくなるが、暗くなると危険なので、朝にやらざるを得ないことから、これは早朝を想定していると思う。会場に集合するということもあるので、あまり早い時間は難しいと思うが、他の競技も含めて、何時ぐらいから開始することを想定しているのか、と質問

江住保健体育安全課長

陸上競技については、8時半から開会式を行い、9時から競技開始ということを確認している。昨今の状況を見ると、朝の早い段階から、かなり高いWBGT値が出る場合もあるので、そういったことも十分気をつけて実施するように指導していきたいと考えている、と回答

鎌田委員

6時ぐらいから明るいと思うが、例えば、8時から開始するということは難しいのか、と質問

江住保健体育安全課長

早朝からの実施も可能性としてはあるが、施設を借りる必要のある競技では、早朝から施設を開けていただくことができないという事情がある、と回答

鎌田委員

事情は重々承知した、と発言

小熊教育長

先程議論になった、一時中断の判断というのは、誰がどのような形で行うのか説明していただきたい、と質問

江住保健体育安全課長

これまでは、専門部長と小中体連事務局で判断をしていたが、担当校長と指導主事も加わった4者で協議のもと、判断をしていく、と回答

小熊教育長

資料2ページ目の4. 競技日程・会場一覧に担当校長が記載されているが、担当校長がいる種目とない種目がある。おそらく、屋外の種目と空調のある屋内の種目という意味合いだと思うが、現状、空調があっても予期せぬことが起こりうるので、この辺はしっかりと考えていく必要がある。また、担当校長にやや偏りがあると感じる。今年初めて校長会が一丸となり、協力する体制となったことと、これまでの流れがあるので難しいところもあるが、やはり大事な活動なので、改善をしなければならぬと感じており、私も含めて検討していきたいと思っている。もう1点質問だが、生徒の活動は保障されているが、運営に携わる教職員や審判等への熱中症対策と人員がしっかりと足りているのかということについて、補足して説明していただきたい、と質問

江住保健体育安全課長

市内7つの中学校の全てにある種目とそうでない種目があるが、種目によっては東邦中学校が加わる。また、複数顧問制をとっている学校もあるので、人員の数については、1桁にはならないと考えている。当然、生徒の安全を第一に考えるが、運営側の教職員や審判等も含めて、しっかりとした体調管理のもとに運営ができるよう、専門部を通して注意喚起を行っていく、と回答

小熊教育長

特殊な種目に関しては行けないところもあるが、基本的には全種目を回るようにしている。その中で感じたのは、やはり運営側の人員が足りていないということである。生徒と違い休憩が取りづらいという実態があるので、非常にそういった部分の不安がある。まだ時間があるので、各専門部の方と実態を確認していただき、必要があれば、手を打つことも検討しなければならない課題であると思っている、と発言

馬場委員

総合体育大会のことではなく、先程申し上げた体育の授業についてだが、WBGT計は全ての学校に配備されているという理解で良いか、と質問

江住保健体育安全課長

学校においては、朝、昼、午後の時間に必ず測定するように指示をしている。測定器は各学校に配備されており、例えば、体育館には壁掛け用の測定器があるが、その測定器を備え付けておくことで、WBGT値が31になると、ブザーが鳴り注意喚起ができるというものである。そのような環境を備えている学校もあるので、複数保持しているものと承知している、と回答

馬場委員

総合体育大会に限らず、体育の授業やプール授業でも熱中症になるということなので、配備されているとは思っていたが、確認させていただいた、と発言

高橋委員

資料3ページ目に各種目の対策が記載されているが、必ずしも資料1ページ目に記載されている、WBGT値が31を超えた場合は競技を一時中断するという運用に対応していないのではないかと。一時中断するということはとても素晴らしいと思うが、種目によっては、競技を継続するというような書き方になっている。また、テニスの場合は、ヒートルールに準じているが、このヒートルールについて調べてみると、WBGT値が32.2以上で一時中断となっている。テニスのルールからすると、なぜWBGT値が31で一時中断しなければいけないのかという声も出てくるのではないかと。各種目の対策と総合体育大会全体の対策の関係について教えていただきたい、と質問

江住保健体育安全課長

競技団体が設置しているルールがサッカーやテニスであるが、本市としては市のルールとして、WBGT値が31となった場合は一時中断という形で統一していく、と回答

小熊教育長

今、様々な御意見をいただいた。競技が一時中断となる場合の確認や今後の日程の検討のこと、各種目の対応の違いなど、検討した中で変更している部分もあるので、今一度、共通理解をして、確実に取り組んでいきたい、と発言

小熊教育長が他に質疑なしと認め、報告事項(3)は終了した。

#### 報告事項(4) 習志野市教員のICT活用指導力の実態の分析・考察について

(総合教育センター)

青野総合教育センター所長

報告事項(4)「習志野市教員のICT活用指導力の実態の分析・考察について」、説明する。この報告は、文部科学省の実態調査をもとに習志野市独自で検証したものである。

スライド番号2を御覧いただきたい。本分析は文部科学省の、学校における教育の情報化の実態等に関する調査の結果をもとに、ICT活用の日常化に向けた関連施策や取り組みの推進を図る事を目的としている。

スライド番号3を御覧いただきたい。本調査の過去4年間の調査回答人数と調査期間である。毎年、年度末に授業を行っている教員を対象に調査している。

スライド番号4を御覧いただきたい。調査項目としては、文部科学省で示された能力の基準AからDの4項目である。Aは教材研究・指導の準備・評価・校務などにICTを活用する能力、Bは授業にICTを活用して指導する能力、Cは児童生徒のICT活用を指導する能力、Dは情報活用の基盤となる知識や態度について指導する能力となっている。

スライド番号5を御覧いただきたい。大項目AからDは、さらに小項目1から4で構成されており、教員が「できる」、「ややできる」、「あまりできない」、「ほとんどできない」の4つの項目から選択する形で回答を得たものとなる。

スライド番号6を御覧いただきたい。大項目の詳細を説明する。パーセントの表示は「できる」、「ややできる」と回答した合計の割合となる。国と比較して、プラスをオレンジに、マイナスを灰色で色分けして表示している。全体的に調査開始年度の令和3年度は、全国比に対して、本市は低い項目が目立ったが、令和4年度からは一転して、全国比よりも高い項目が目立つようになった。

スライド番号7を御覧いただきたい。さらに細部を見ていくと、ほとんどの調査項目で、本市の教員は80%を超えており、教員のICT指導力の向上が早い時期から図れた事が示されている。

スライド番号8を御覧いただきたい。大項目の本市と全国比の比較だが、経過年度比の比較に着目する。令和3年度からの伸び率を示す経年度比だが、本市は全国の伸びに比べて、高い数値を示している。経年度比の伸び率から見ると、本市の教員のICT指導力の向上が令和4年度から急激に進んだことが読み取れる。タブレット端末が導入されて以降、本市の教員の努力の跡が成果となっていることがわかる。

スライド番号9を御覧いただきたい。ICT学習指導員が、年間175コマある各学校訪問時に、授業を見学した際、教員がどのようにタブレット端末を活用していたかを調査した結果である。1番多い「発表や話し合いでの活用」から、「教員による教材提示」、「個に応じる学習」、「表現・制作」、「協働での意見整理」と続き、授業のねらいに応じてタブレット端末の活用目的が明確になっていることが特徴となっている。

スライド番号10を御覧いただきたい。一方で、昨年度課題として取り上げた項目のC-4「思考を共有させる」については、今年度は4%伸び、84%の結果となった。84%という数値は取り組みの成果が出ているが、他の項目と比較すると、本市の教員の能力の中ではやや低い評価となっている。

スライド番号11を御覧いただきたい。達成率と逆の視点でC-4の項目を見ると、「あまりできない」、「ほとんどできない」の割合が15%を超えている。この課題を解消するためには、児童生徒が互いの考えを共有して、自分にはない視点を取り入れ、深い学びへとつなげるよう、思考の共有と思考の比較を授業のねらいに応じて取り入れていく授業への移行、同時に共有、比較する

ためのツールの習得が必要になる。

スライド番号12を御覧いただきたい。B-4「協働的な活用」について説明する。こちら昨年度に課題として取り上げた。協働的な活用についても、令和6年度末では4%伸び、85%の教員が実践できていると評価しており、昨年度と比較して改善が見られる。しかし、90%を超える他の項目と比べると、この項目についてもやや低い評価となっている。

スライド番号13を御覧いただきたい。独自調査をした教員の年代別タブレット端末の活用状況について説明する。今回、タブレット端末を週あたりどの程度活用しているのか、調査を行った。活用状況が週1回以下と答えた教員については、年代が上がるにつれてその割合が増えているのが分かる。一方で、週3回以上の活用については、30代、40代の割合が多く、また、50代以上は20代を上回っている結果となった。50代以上については、教員間の差がより大きいことが読み取れる。

スライド番号14を御覧いただきたい。課題がある中でさらなる改善を図るため、総合教育センターでは、令和7年度から全ての授業のプラットフォームとして、共有や協働的な活用を容易にできる授業支援システムを学校に導入した。このシステムは児童生徒それぞれのノートを比較、共有できるだけではなく、教員による授業制御、グループワーク、課題の配布、回収等、先生と児童生徒のタブレット端末で双方向の通信が可能になった。教員はアプリケーションの選択に迷うことなく、1つのシステムで授業をコントロールできるため、これまで活用が進んでいない教員にとっても、より取り組みやすくなった。

スライド番号15を御覧いただきたい。授業支援システムを使った、課題解決の取り組みの1例についてである。グループ活動をする際に、授業支援システムを使うと、発表資料を同時に作成できるようになるため、お互いの考えや発想を共有でき、話し合う場が生まれる。また、ワードやパドレットなど、別のアプリを起動させて協働の場を設定する必要がなくなるので、ネットにかかる負担も軽減される。スライドの左の画像は、社会の発表資料をグループで編集し、作成している様子である。スライドの右の画像は、体育で互いに動作を確認し、話し合っている様子である。

スライド番号16を御覧いただきたい。これらの取り組みに加え、ICT学習指導員による授業場面での効果的なICTの活用支援や、ICT支援員による授業支援や環境整備、各校に在籍するICTマイスターによる教師間でのサポートや研究を行っている。このような取り組みを継続してきたことが、令和5年度よりもさらにポイントが上がった成果と捉えることができる。

スライド番号17を御覧いただきたい。このような人的対応を含め、教員の指導力を測ることにより、調査結果から見える課題の解決を図っていく。各学校における授業の取り組みにおいて、個別最適な学びと協働的な学びの一体化を図り、「個の良さの可能性」や「他者の意見との協働」を授業改善の視点とし、意図的、計画的に指導できるよう設定する。タブレット端末は使用することが目的ではなく、有効に活用することで主体的、対話的で深い学びに結びつけることを目的としている。総合教育センターとしても、学校との連携により、課題解決に努めていく、と概要を説明

小熊教育長

2点質問したい。1点目は、スライド番号13の指導教員の年代別タブレット端末の活用状況について、週3回以上、週1回程度、週1回以下はどのようにカウントしているのか。2点目は、一般的に、若い世代はタブレット端末等の活用が巧みにできると考える中で、20代の回答で、週1回程度の活用が多く、ほとんど活用されていない理由について、補足して説明していただきたい、と質問

青野総合教育センター所長

各年代別に週何回程度、活用しているのかを3つの区分で調査をしたものである。20代の週1回以下と回答した5%の部分について、各校共通点の活用が難しい点としては、例えば、特別支

援学級では、異なる学年が複数在籍することから、統一の授業が難しいため、活用が進んでいない。こういった市内の共通の状況がある中で、20代の教員についても同様の部分があると考えている、と回答

小熊教育長

この調査の回答は、感覚的なものという理解で良いのか、と質問

青野総合教育センター所長

各教員の状況なので感覚的なものになる、と回答

小熊教育長

国の調査であり、毎日使うという項目がないことがなかなか難しいところである。そういった項目があれば、はっきりと、使う、使わないということが分かると思う。この調査結果では、週1回程度はほとんど使わない、週1回以下は全く使わないという、嫌な見方もできる。20代でタブレット端末がほとんど活用されていない理由について、現場の感覚で補足して説明していただきたい、と質問

春名指導課長

20代の週1回程度または週1回以下のパーセンテージが多くなっているが、理由の1つとしては、タブレット端末を使わずに、まずはしっかりと自分の言葉で指導すること、また、発問、板書、ノート指導にフォーカスしている部分があるので、タブレット端末を使用する段階まで到達していないという推測をしている。一方で、タブレット端末を使用していかなければならないという部分もある、と回答

小熊教育長

タブレット端末を使用する段階まで到達していないとは、どういうことか、と質問

春名指導課長

タブレット端末を使う前の段階の、発問、板書、ノート指導を教員として、まずはしっかりとスキルアップをしていくということである、と回答

小熊教育長

タブレット端末の活用能力が高い、若い世代を生かしていくということであれば、やはり今までの指導のあり方とは考え方を改めて指導させなければならぬと感じている。そうしなければ、タブレット端末を使用することが負担になってしまうのではないかと。本来はその逆で、タブレット端末を使用することで負担を減らしていくという考え方である。スライド番号13の調査結果は、私自身、非常に興味深く、様々考えていかなければならぬと感じたので質問をした、と発言

赤澤委員

リサーチの結果、国と比較して高い数値が出ているところが多いということは、取り組みの成果であると思うので、非常に喜ばしく感じる。何点が伺いたい。スライド番号9にタブレット端末の授業での活用方法の調査結果があるが、例えば、「教員による教材提示」が33.8%となっている。スライドの右端が40%となっているので、非常に高い数値に見えるが、実際は3割程度である。これに対してどのように考察しているのか、と質問

青野総合教育センター所長

この調査結果については、ICT学習指導員が学校訪問した際に、タブレット端末を使用している授業全体を母数として、その内、どのような使い方をしていたのかという割合となっている。そのため、授業の中でどの程度使用していたのかを表したのではなく、タブレット端末を使用した授業の中で、例えば、「教員による教材提示」に、どの程度使用されたのかを表したものである、と回答

赤澤委員

例えば、「教員による教材提示」の33.8%というのは、この調査ではどのように捉えるものなのか、と質問

青野総合教育センター所長

1つの授業の中で、例えば、「発表や話し合い」では、話し合いの方法として36.8%が使われていたということである。また、「教員による教材提示」では、33.8%が教材をタブレット端末の中で配布し、活用したという意味合いになっている、と回答

赤澤委員

その割合からどういったことが読み取れるのか。学校訪問の際に偶然使用していたということだとすると、あまり意味を感じないが、どのように解釈したら良いのか、と質問

青野総合教育センター所長

この調査は、教員がタブレット端末をどのような目的で使っているのかを集計したものである。そのため、「教員による教材提示」については、そのような活用の仕方が、学校訪問の際に3分の1程度であったということである。また、1つの授業で「教員による教材提示」と「思考を深める学習」の両方で使われていた場合は、ダブルカウントすることもある。どのように有効活用していくのかということ判断するために調査したものである、と回答

赤澤委員

こういったグラフや表には、n数やタイトルを記載していただきたい、と要望

高橋委員

先程の小熊教育長の質問に関連して質問したい。今教員になるためには、情報機器の活用が必修になっているが、私が以前勤めていた、千葉大学の教育学部で十分行われていたかと言われるれば、十分ではないと思う。タブレット端末を使って授業を行うことは、教育実習等でも難しいので、おそらく、学校に着任してから学んでいるということが表れているのではないかと思う。そういった意味では、大学がしっかりしなければならぬが、習志野市の新任教員が、段々とタブレット端末を使えるようになってきているということであると思う。スライド番号13の指導教員の年代別タブレット端末の活用状況についてだが、小学校と中学校で違った傾向はあるのか。そういったデータがあれば教えていただきたい、と質問

青野総合教育センター所長

小学校と中学校で分けた資料は手元にないが、基本的にタブレット端末の活用については、中学校よりも、小学校の方が進んでいる傾向がある。この違いとして、小学校は学級担任が1日の授業全体を計画的に進めることができるため、自らの判断で、柔軟にICTを授業に組み込むことができる。例えば、国語や算数、総合的な学習の時間など、複数の教科によって、ICTを活用する工夫がしやすく、結果として活用頻度が高くなるという状況である。中学校は教科担任制なので、

担当する授業が、日課によって限定されることや、教科や単元の特性によって、活用機会にばらつきが出てしまうということもあり、小学校の方がより活用が進んでいるという実態がある、と回答

馬場委員

高橋委員の質問に関連して質問したい。中学校での活用率が低いということは、全体的なグラフを見ると分かるが、学校訪問で実際に授業を見ても、中学校でタブレット端末を使用している頻度は、小学校よりも少ないと感じる。こういった話は、昨年も出ており、教科部会において、タブレット端末を活用していくように、対策を練った方が良いのではないかという意見があったと記憶している。今回の報告では、昨年からあまり進んでいない印象を受けた。教科ごとに、共通した学習内容で、同じようにタブレット端末を活用していても良いと思うが、そういったことは難しいということか、と質問

春名指導課長

中学校においても活用はできると考えている。また、どの教科においても活用できる場合はある。子ども達と考えを共有し、それぞれの意見を聞きながら、他人の考えを知るという面からも、タブレット端末の活用は重要になってくる。指導課の指導主事が、合同訪問や公開研究会等を通して指導を行うので、その際に活用の仕方を具体的に提示していきたいと考えている、と回答

馬場委員

タブレット端末を導入してから4年程が経過しており、また、昨年も指摘された内容なので、もう少し成長が見られると良いと思う。小学校でタブレット端末を使ってきたのに、中学校で使わなくなってしまうのはもったいないと感じる。中学校でも使うべきであると思うので、教育委員会の主導で活用に向けて1歩進めていただきたいと思う。先程も申ししたが、学校訪問の際に授業を見ても、大型提示装置でさえ使用していない教科が多くあるという印象である。生徒たちは、重いタブレット端末を持って登校しているので、ぜひ中学校でも活用するようにしていただきたい、と要望

小熊教育長

中学校での活用を進めていくということについて、昨年度に行われた第一中学校での公開研究会のことを補足して説明していただきたい、と質問

春名指導課長

第一中学校での先進的な取り組みを、教科主任研修等を通して他の中学校に広めていきたいと考えている、と回答

小熊教育長

昨年度、第一中学校でICTを活用した公開研究会を行い、様々な評価をいただいているところなので、ぜひ継続していただきたい。中学校でも毎年1校は公開研究会を行っている中で、ICTに焦点を当てた公開研究会を行う必要があると強く感じた。馬場委員からも御意見をいただいたので、指導課を中心に進めていただきたい、と要望

鎌田委員

先程、中学校ではあまり活用されていないという話があったが、中学校の勉強の本質的に、タブレット端末を使用するよりも板書の方が効率的なのか。小学校においては、タブレット端末で様々なことを調べ、それを発表することが非常に良いことだと思うが、そういった勉強のスタイルの違いによるものなのか。タブレット端末は授業の効率を良くするためのものであると思うが、中学

校ではどのように活用したら効率的に学習が進むのか、見解を聞かせていただきたい、と質問

櫻井主任指導主事

中学校でタブレット端末を活用して、授業の効率を良くするということについて、私は英語の指導主事だが、例えば、デジタル教科書を自分の音読の練習のために使っている。ある意味、タブレット端末は思考を深めるためのツールだと考えているので、生徒がそういった練習などに使い、また、Teamsのラーニングアクセラレーターなどで音読を録音し、教員に提出するというような、効果的な活用ができると考えている。これにより、教員もデータとして保存ができるので、これまで、生徒が列をなして、音読のテストをしていた状況から、隙間の時間を使い、効率的に評価をすることができると考えている。授業支援システムの活用や簡単な発表はシングルプレゼンを使用するなど、タブレット端末を効果的に使っていくことができるように、学校訪問などを通して、教員をしっかりとは指導していきたいと考えている、と回答

鎌田委員

小学校は授業中に使い、中学校は課外で復習などに使うというイメージなのか、と質問

櫻井主任指導主事

中学校でも、授業の中で作品を作るために使うことはあると思うが、確かに、小学校よりも使う頻度は下がってしまうと思う。それぞれの授業で教わったことを表現するといった作業の中で、タブレット端末を使うこともあるが、小学校のように、みんなで作品を作ることは少なくなってしまうという認識はある、と回答

鎌田委員

そういった活用がされているのであれば、タブレット端末を導入した意味は非常にあると思う、と発言

赤澤委員

スライド番号16に、教員のICT教育の水準を高めるための人的対応が3つ挙げられている。タブレット端末の導入時は、やはり操作方法がわからないという教員も多かったと思うが、導入から4年目ということもあり、パーセンテージが上がっている状況である。例えば、ICT支援員が4年も操作方法などを教えていたら、活用できるようになると思うが、この3つの人的対応は、いつまで継続するものなのか、と質問

青野総合教育センター所長

ICT学習指導員、ICT支援員、ICTマイスターという3つの区分がある。ICT学習指導員については、ICTの扱っただけではなく、授業の運営そのものに対するアドバイスもするので、授業の改善に努めてきた部分がある。ICT支援員については、民間事業者によるICTの活用を支援している。各学校に2人を派遣しており、授業のサポートをしている。ICTマイスターについては、各学校で中心となり、ICT推進の役割を担う教員である。今後、新しいシステムの導入、さらに、タブレット端末の更新がある中で、重要な役割があるが、例えば、ICT支援員については、令和3年度から派遣しており、令和7年度は5年目になる。当該事業のICT支援員を派遣している目的の1つには、ICT支援員の支援がなくても、ICTを活用した授業の実践ができることを目指しているということがある。このような中で、新しいソフトの導入など、さらなる習熟が必要なので、今年度は2人の支援員を各学校へ派遣しているが、当該事業の目的や国の方針、学校のニーズなども踏まえて、ICT支援員については、今後検討していく必要があると考えている、と回答

赤澤委員

要するに、しばらくは継続するということであると思うが、以前にこの報告があったときに、例えば、ICTマイスターは現場の教員が兼任するので、ICTの推進をすればするほど、負担が増えるのではないかという意見があったと記憶しているが、そういった問題はないのか、と質問

青野総合教育センター所長

ICTマイスターについては、本市において、GIGAスクール構想の目的達成のために、誰かに担っていただかなければならない重要な役割となっている。教育委員会の研修を通じて身に付けた情報活用能力を校内に展開し、他の教員への共有、定着を図ることで、学校全体のICT活用指導力の底上げにつながることを期待されている。今、教員の負担について質問があったが、総合教育センターとしては、研修の実施に必要な情報やノウハウなどをICTマイスターの育成をする中で提供し、できるだけ負担が大きくならないように支援していきたいと考えている、と回答

赤澤委員

ICTマイスターは88人いるが、現状は負担増にはなっていないということで良いのか、と質問

寺嶋学務課長

働き方改革にも繋がるので、私からお答えする。ICTマイスターには、実際にICTのスキルが高い教員が任命されている。学務課にもICTマイスターを経験した職員がいるが、その職員から話を聞くと、意気に感じて取り組んできたと感じる。時間的な制約というよりも、例えば、研究会を行う際の中心になっていたり、また、他の件も含めて研究会を行っているので、我々の感覚からすると、負担増につながっているとは捉えていない、と回答

赤澤委員

客観的な評価として、アンケートなどがあれば良いと思うが、負担増にはつながっていないという認識なのであれば良いと思う、と発言

小熊教育長

今の御意見については、所管が答えづらい部もあると思うが、教育委員会としても、この3つの人的対応については、永遠と続いていくものではないと捉えている。現在、しっかりと検討している段階なので、今後、示していければ良いと思っている、と発言

小熊教育長が他に質疑なしと認め、報告事項(4)は終了した。

**報告事項(5) 臨時代理の報告について【工事請負契約の締結について(秋津サッカー場グラウンド人工芝化整備工事)】** (生涯スポーツ課)

忍生涯スポーツ課長

報告事項(5)「臨時代理の報告について【工事請負契約の締結について(秋津サッカー場グラウンド人工芝化整備工事)】」について、説明する。秋津サッカー場グラウンド人工芝化整備工事に係る工事請負の契約を、市長に申し入れることについて、習志野市教育委員会行政組織規則第4条第1項の規定により臨時代理したので、同条第3項の規定により報告するものである。まず、改めて人工芝化の経緯を説明する。秋津サッカー場については、建設後40年以上が経過し、施設の老朽化、維持管理費、稼働率が課題となっている。天然芝については、長年、常に最良のこ

ンディションを維持し続けており、サッカー日本代表選手に利用される等、その質については高く評価されているが、その質を維持するために、芝の育成促進のための養生日と試合前の準備や試合後の芝の回復のための整備日として、毎年200日以上を要することから、利用が可能な日は150日程度にとどまっているのが現状である。本市としては、利用上の制約が多い天然芝から、人工芝を敷設し、より多くの市民に気軽に利用していただくこと、さらには、サッカーに限らず、各種スポーツの練習や様々な教室、イベント等に活用できるグラウンドとし、生涯にわたるスポーツライフの実現とスポーツによるまちの活性化を目指すものである。なお、秋津サッカー場の人工芝化については、令和4年3月策定の「秋津野球場・秋津サッカー場等の再整備基本方針」に基づき進めている。この基本方針は、令和4年習志野市教育委員会第3回定例会において、審議いただき、可決されたものである。

資料1ページ目を御覧いただきたい。契約の概要だが、契約の方法としては、公正性、競争性を確保するため、電子入札による制限付き一般競争入札を実施した。その結果、本市に本社がある、本田土木工業株式会社が落札し、3億9,596万7,000円で仮契約を締結したものである。工事期間については、契約日の翌日から令和8年3月31日までである。

資料2ページ目及び3ページ目を御覧いただきたい。工事の概要だが、既存の天然芝やアスファルト舗装などを撤去し、新たに、透水性アスファルト舗装や人工芝に加え、カラーゴムチップ舗装を整備するものである、と概要を説明

小熊教育長が質疑なしと認め、報告事項(5)は終了した。

## 協議第1号 習志野市部活動ガイドライン改訂について

(指導課)

春名指導課長

協議第1号「習志野市部活動ガイドライン改訂について」、説明する。

資料1ページ目を御覧いただきたい。1. ガイドライン改訂に至った経緯について説明する。平成30年3月と6月に、スポーツ庁及び千葉県から運動部活動に関するガイドラインが示された。それらを受けて習志野市教育委員会は、平成30年12月に「習志野市運動部活動ガイドライン」を策定した。その後、平成30年12月に文化庁が、平成31年3月には千葉県が、文化部活動に関するガイドラインを策定したことを受け、令和2年12月に運動部活動と文化部活動を区別することなく、部活動全体の方針とした「習志野市部活動ガイドライン」を策定した。さらに、令和5年3月に、千葉県が「地域全体で子どもたちを育てる学校部活動及び地域クラブ活動の在り方に関するガイドライン」を策定した。今回はこの県のガイドラインに則ることができるよう、教育委員の皆様から学校部活動の適切な運用を図るため、協議をしていただいたうえで、現行の本市のガイドラインを改訂しようとするものである。次に、2. 主な改訂のポイントについて説明する。

資料2ページ目を御覧いただきたい。①の活動計画及び活動実績を校長に提出し、年度末まで保管すること、については、3. 新旧対照表の3(1)イを御覧いただきたい。左の列が現行ガイドライン、右の列が改正案の文言である。今回の改訂で、部活動の活動実績等を確実に把握するために、以前まで記載のなかった活動計画並びに活動実績を校長に提出し、年度末まで保管することを追記した。②の活動方針をホームページ等で、各部の活動計画は一斉メール等により公表すること、については、3(1)ウを御覧いただきたい。具体的な公表方法について明確にすることで、各学校の部活動において確実に活動方針及び計画を周知できるようにした。

資料3ページ目を御覧いただきたい。③の活動時間が超過することのないよう、文言を修正、については、5(1)の活動時間を御覧いただきたい。現行ガイドラインの文面の最後に、なお、これを超えて活動する場合であっても、その前後の活動時間を短縮すること等により、過度にならない

よう留意する、とあったが、過度にならないよう留意すれば練習時間を超えてもよいと解釈される恐れがあることからこの文言を削除し、冒頭に、長くとも、という言葉を追記し、活動時間の明確化を図った。④の「繁忙期」の記載の削除及び大会・コンクールに向けた練習に対する振替休養日の記載、については、5(1)の休養日を御覧いただきたい。現行ガイドラインでは、週末に大会・コンクール等に参加した場合は、必ず他の日に休養日を振り替える、となっているが、改正案では、大会・コンクール等に向けた練習や週末に大会・コンクール等で活動日を増やした場合は、必ず他の日に休養日を振り替えるよう、具体的に明記した。さらに、まとまった休養期間は、夏季休業中や冬季休業中の学校閉庁日や年末年始の休日等を活用するよう追記した。最後に、5(1)のその他として、現行のガイドラインでは、大会やコンクール等が重なるような繁忙期については、学校、児童生徒、保護者が合意形成を図り、十分配慮したうえで校長の許可のもと、計画的に実施することを条件に練習ができるといった記載がある。この部分については、最新の県のガイドラインには記載されていないことから、児童生徒の心身の健康を第一に考え削除した。なお、新旧対照表では、今説明した部分以外にも変更点があるが、新たに発出された文書による追記や文書が更新されたことによる文言整理のための変更となっている。今回の改訂については、令和5年3月に策定された、千葉県の「地域全体で子どもたちを育てる学校部活動及び地域クラブ活動の在り方に関するガイドライン」に則ったものとなっている。教育委員会としては、今回の協議を経て、7月の校長会議で説明、周知を図るとともに、ガイドラインに則り、部活動が適正に行われるよう指導していく。今後も、国や県からの通知及び伝達などにより、必要に応じて見直しをすることで、児童生徒の心身の健康管理に留意した活動をし、豊かなスポーツライフを実現する資質、能力や芸術文化等の活動に親しむ基礎を育むことができるよう改善に努めていく、と概要を説明

赤澤委員

1. ガイドライン改訂に至った経緯を見ると、スポーツ庁、千葉県、習志野市というように、国、県、市の順番で運動部活動のガイドラインを策定している。また、文化部活動のガイドラインも同様に策定されている。今回、県が策定しているガイドラインは、「地域全体で子どもたちを育てる学校部活動及び地域クラブ活動の在り方に関するガイドライン」という名称だが、これに則ると、地域に関することが盛り込まれると思ったが、2. 主な改訂のポイントを見ると、そうではない。今回の改訂はどのように捉えれば良いのか、と質問

春名指導課長

赤澤委員の御質問のとおり、県がこのガイドラインを策定した背景として、地域展開に向けた部分もあると思う。地域展開に絡んだ部分を、本市のガイドラインに盛り込むことも考えたが、本市の方針が固まっていないことから、今回は部活動の部分に絞って改訂をするものである、と回答

赤澤委員

令和5年に県が改訂したガイドラインとは直接的な関わりはなく、習志野市が独自に改訂版を作ったという理解で良いか、と質問

春名指導課長

県のガイドラインの1ページ目の下部に、運動部活動のためのガイドラインと文化部活動のためのガイドラインを統合し、全面的に改訂するという文言がある。2つのガイドラインを統合したということも含めて、本市のガイドラインを改訂したということである、と回答

赤澤委員

今回の改訂については特に問題ないと思う、と発言

高橋委員

休養日の考え方について教えていただきたい。私は子どもの頃にサッカー部に所属していた。平日に1日以上、週末に1日以上のお休みを設けることが基準で、週5日間は練習をするわけだが、私の感覚からすると、相当練習をしていると思う。また、大会等があると、それを超えて活動をするというのは、習志野市だけではなく、普通のことなのか。他市のガイドラインもこのような表現になっているのか教えていただきたい、と質問

江住保健体育安全課長

各市町村においても、県のガイドラインに準じて取り組まれていると承知している。週当たり5日中で、1日当たり平日は2時間程度、休日は3時間程度の活動時間という、ガイドラインに則った運用がされていると承知している、と回答

高橋委員

私の感覚としては、いくら試合があったとしても、週6日も7日も練習をするものなのかと思って。習志野市の独自のルールではなく、千葉県や全国でも、試合が迫ってきた場合には、同様に週6日も7日も練習をするということが前提としてガイドラインが作られているのか、と質問

江住保健体育安全課長

大会やコンクールの前の必要な練習量を確保するという観点から、必ず代替日を設けるという運用がされている、と回答

小熊教育長

私から補足して説明する。高橋委員の御指摘の懸念は当然あり、やはり大会で成績を残していきたいという気持ちがある中で、それが過熱しすぎてしまうということがあるので、この部活動ガイドラインが策定されたという経緯がある。現状では、決められた時間の中で工夫をしながら、大会やコンクールに臨んでいくことが基本になっている。かつてこういった問題があったからこそガイドラインが策定されていると私自身は理解しているので、しっかりと工夫していかなければならないと捉えている、と発言

高橋委員

基本は週5日の活動だが、大会等が迫った場合には、その基準も超えて練習するということが、習志野市だけではなく、他の自治体も同じ扱いなのかを伺っている。私の感覚的には、いくら試合があったとしても、週5日も練習すれば十分ではないかと思っている。この休養日の扱いについて、県や全国でも同じような表現をしているガイドラインはあるのか、と質問

小熊教育長

しっかりと日数を守り、決められた時間の中で活動していくということが、当然主流だが、一方で、習志野市に限らず、部活動に関しては、どうしても大会等があれば過熱する部分があるということは、全国的な問題であると思う。まず、生徒の安全、健康を確保することが大事なので、ガイドラインに則った活動をするのが基本である。習志野市としても、そこは十分注意していかなければならないと思っている。過熱しすぎてしまうということがなかったとは言えない実態があり、その経緯から今回の改訂に至っているということを御理解いただきたい。習志野市として、そういったことがあったとすれば、しっかりと反省をして、ガイドラインに沿って活動していかなければならないと考えている。その中で、成果を上げていき、生徒に達成感を味わわせることができるように取り組んでいきたいと考えている、と回答

馬場委員

高橋委員の質問の内容について、私の子ども達は一生懸命部活動に取り組んでいたもので、私の感覚では、大会やコンクール前に練習しないことはありえないと思っていた。練習しなければならぬという心理的な焦りがあつたり、練習が自信に繋がったりすることが多分にあると思っている。一方で、先程、中学校総合体育大会の熱中症対策の報告でもあつたように、環境や時代の流れなどがあり、以前とは大分感覚が違うと思つたところである。大会やコンクール前に、練習したい、休んではいけないという気持ちが、今の子ども達にもあると思う。そういった気持ちも分かるが、子ども達の心身の健康、あるいは教員の働き方を鑑みると、ガイドラインの改訂は必然であると思う。大会やコンクール前にたくさん練習をしたいという子ども達の気持ちと、休養日を設けなければならないというバランスをうまくとり、文言にさせていただいたと私は理解した。時代に即した形で、子ども達や教員の健康も見つつ、活動をしていくためには、必要なことであると思う。また、習志野市部活動ガイドライン(案)の7ページ目の下部に記載されているように、部活動に対する子ども達の気持ちや目的は様々あると思う。全ての子どもが大会に一生懸命臨みたい、コンクールでいい成績を取りたいと思っているわけではないと思う。言い方が過度かもしれないが、これまでは、そういった気持ちが無視されてきた部分があると思っている。部活動に所属したからには、全員で一丸となって活動していくという同調圧力のようなものがある中で、楽しみたいだけと思っている子ども達もいるかもしれない。同じ部活動の中で、折り合いをつけることは難しいと思うが、一生懸命活動したいという子ども達を否定することなく、そういった楽しみたいという子ども達の気持ちも尊重して欲しい。私の子ども達が小学校の時に所属していた吹奏楽部では顧問の教員が、コンクールに出場するかどうかを意思確認する場面が毎年あり、子ども達の総意で決めていた。大多数の子ども達が、コンクールに出場したいという意思があつたから出場していたのかもしれないが、そういった意思確認があつても良いと思つたので参考に話をさせていただいた。これまでの習志野市の部活動にはたくさんの良い面があつたと思う。部活動をすることで子ども達の心身に良い影響があると思うので、子ども達の気持ちを尊重して、いい塩梅を見つけていただきたい、と要望

小熊教育長

先程、御指摘のあつた地域についての部分が、県のガイドラインにはある。学校部活動の部分は今回改訂をするわけだが、地域クラブ活動のあり方に関するガイドラインの今後の方向性について、補足して説明していただきたい、と質問

江住保健体育安全課長

中学校7校において、複数の部活動を地域で展開することを進めている段階である。現在、学校部活動地域連携型において配置している部活動に加えて、今年度の後期に、学校部活動地域クラブ型の取り組みにより、陸上競技のクラブを市内全体で1つ創ることを進めている。さらに、民間委託についても、8月以降に進めるため、現在、業者の選定作業等に取り組んでいるところである、と回答

小熊教育長

ガイドラインについては現状どうなっているのか、今後の策定スケジュールも含めて補足して説明していただきたい、と質問

江住保健体育安全課長

部活動改革により、現在、令和7年度までが部活動地域移行の体制整備期間と位置付けられており、令和8年度から令和13年度までが改革実行期間と位置付けられている、と回答

小熊教育長

地域展開は非常に進んでいる部分もあるので、ガイドラインについては、早急に手を打たなければならないと思っている。今後、しっかりと取り組んでいかなければならないことを確認しておきたい、と発言

小熊教育長が他に質疑なしと認め、協議第1号は終了した。

## その他

早川教育総務課長

「報告事項(1)令和7年度学校基本調査の結果について」の質疑中、鎌田委員からの「スライド番号4及び5の小学校の児童数が気になっている。令和5年まではキープしているが、令和6年から減少傾向なのは、何かターニングポイントがあったのか。」との御質問に対し、児童数が減少傾向であるとお答えしたが、実際の数字を調べたところ、平成25年から平成30年までは、9,000人を下回っていたが、令和元年度からは9,000人を上回り、これまでキープをしているという状況である。また、奏の杜の例を申し上げたが、それ以外にも、東習志野地区の大型マンションが建設された時期でもあったので、そういった影響を受けて、児童数が増加したものである。今後は、一斉に入居した世帯の児童が卒業していくので、全国的な少子化傾向とも合わせて、児童が減少していくという推計を出している状況について補足させていただいた、と発言

江住保健体育安全課長

「報告事項(3)中学校総合体育大会の熱中症対策について」の質疑中、馬場委員からの「具体的にはどの程度、予備日を設けているのか」との御質問及び鎌田委員からの「陸上競技の長距離種目は気温の低い時間を設定するとある。何時ぐらいから開始することを想定しているのか。」との御質問へのお答えについて、補足させていただく。陸上競技については、千葉県総合スポーツセンターの陸上競技場を借りているところだが、大会を別日にすることが難しい状況である。十分な安全対策に取り組まなければならない競技の1つと捉えているので、例えば、養護教諭を1名追加することができるかといったことを検討しているところである、と発言

小熊教育長が質疑なしと認め、その他は終了した。

小熊教育長

令和7年習志野市教育委員会第6回定例会の閉会を宣言